



める時間単価をもって派遣料を減額する。

(派遣業務結果報告)

第7条 派遣元は、当該月の派遣業務の執行を完了したときは、その結果を記載した報告書(以下「派遣業務結果報告書」という。)に請求書を添えて派遣先に提出するものとする。

2 派遣先は、前項の規定に基づき派遣業務結果報告書及び請求書の提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、これを受理するものとする。

(派遣料の支払)

第8条 派遣先は、前条第2項の規定に基づき労働者派遣結果報告書ならびに請求書を受理したときは、その日から30日以内に請求された派遣料を派遣元に支払うものとする。

(機密保持)

第9条 派遣元及び派遣労働者は、労働者派遣の執行により知り得た情報を第三者に漏らし、あるいは自己の目的のために利用してはならない。派遣契約期間終了後及び派遣労働者が派遣元との雇用契約を解除した後も同様とする。

2 派遣元及び派遣労働者が前項の規定に違反したことにより派遣先が損害を被った場合には、派遣先は、正当な理由の範囲内で派遣元に対してその損害の賠償を求めることができる。

(個人情報の保護)

第10条 派遣元は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(苦情処理)

第11条 派遣先派遣元双方は、派遣労働者から苦情の申出を受ける者を定めるとともに、速やかにその内容を相手方に通知し、密接な連携の下に、その迅速かつ適切な処理を図るものとする。

(契約の解除)

第12条 派遣先は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。

- (1) 派遣元の責めに帰すべき事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 派遣元が本契約の条項に違反したとき。
- (3) 派遣元が派遣先の承諾なしに、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に委託し、又は請け負わせ、若しくは譲渡したとき。
- (4) 派遣元が金沢市契約規則(平成15年規則第1号)第43条第1項第4号から第7号に規定する談合その他不正行為のいずれかに該当したとき。
- (5) 派遣業務の執行が著しく困難になったことその他やむを得ないと認められる事由によって、派遣元が本契約の解除を申し入れたとき。
- (6) 派遣元が手形交換所の取引停止、租税公課の滞納処分、その他財産の差し押さえ等を受けたとき。
- (7) 派遣元が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(派遣元が個人である場合にはその者を、派遣元が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対

策法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 派遣元が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、派遣先が派遣元に対して当該契約の解除を求め、派遣元がこれに従わなかったとき。

2 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置については、派遣先事業主が講ずべき措置に関する指針及び派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針に基づき別表に定めることとする。

(契約が解除された場合の違約金)

第12条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、派遣元は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として派遣先の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 派遣元がその債務の履行を拒否し、又は派遣元の責めに帰すべき事由によって派遣元の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 派遣元について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 派遣元について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 派遣元について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 派遣先は、第1項の規定により違約金を徴収する場合において、派遣元が契約保証金の納付又はこれに代わる担保を提供しているときは、当該契約保証金又は担保をもって当該違約金に充当することができる。ただし、当該担保が金沢市契約規則第31条において読み替えて準用する同規則第5条第1項第6号に掲げるものである場合にあっては、前条第1項第7号の規定により契約が解除された場合を除く。

(損害賠償)

第13条 派遣先は、前条の規定により本契約を解除した場合において損害を生じたときは、派遣元に対し、当該損害の賠償を求めることができる。

2 派遣元は、派遣先に対し、前条の規定により本契約を解除された場合において、それにより生じた損害の賠償を求めることはできない。

(第三者に対する損害賠償責任)

第14条 派遣元は、労働者派遣の執行によって派遣元の責のみに帰すべき事由により第三者に

損害を与えたときは、一切自己の責任においてこれを解決しなければならない。ただし、派遣先の指揮命令など派遣先の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(談合等不正行為の場合の損害賠償)

第15条 派遣先は、派遣元が金沢市契約規則第43条第1項第4号から第7号までのいずれかに該当したときは、契約の解除の有無にかかわらず、契約金額の100分の20に相当する損害賠償金を徴収する。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

(1) 派遣元が金沢市契約規則第43条第1項第4号から第6号までのいずれかに該当する場合で、この契約に関し、公正取引委員会が派遣元に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるとき、その他派遣先が特に認めるとき。

(2) 派遣元(派遣元が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が金沢市契約規則第43条第1項第7号の規定に該当する場合で、当該派遣元に対する刑の確定が刑法第198条の規定によるものであるとき。

2 派遣先は、派遣元が金沢市契約規則第43条第1項第7号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、損害賠償金として、前項に規定する額のほかに、契約金額の100分の5に相当する額を徴収する。

(1) 金沢市契約規則第43条第1項第4号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(2) 金沢市契約規則第43条第1項第7号に規定する刑に係る確定判決において、派遣元が違法行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を、派遣先に提出しているとき。

3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

(契約の中途解除)

第16条 派遣先は、第12条に定めるいずれかの事由によらなければ、派遣契約の全部又は一部を解除することができない。

(契約保証金)

第17条 契約保証金は、 円とする。

(規定の適用)

第18条 本契約に定めるもののほか、金沢市契約規則及び金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)に定めるところによる。

(疑義の決定)

第19条 本契約に関し疑義を生じたときは、派遣先派遣元双方協議のうえ定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、派遣先派遣元双方記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

年 月 日

派遣先 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市

金沢市長 山 野 之 義

派遣元

## 別記

### 個人情報の取扱いに係る特記事項

#### (趣旨)

第1 派遣元は、個人情報（金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 派遣元は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 派遣元は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

#### (収集の制限)

第3 派遣元は、この契約による業務を行うため個人情報を収集するときは、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (適正管理)

第4 派遣元は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第5 派遣元は、あらかじめ派遣先の書面による指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写、複製の禁止)

第6 派遣元は、あらかじめ派遣先の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために派遣先から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第7 派遣元は、あらかじめ派遣先の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 派遣元は、派遣先の承認により、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、派遣先が派遣元に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

#### (資料等の返還等)

第8 派遣元は、この契約による業務を処理するため派遣先から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。）後直ちに派遣先に返却し、又は引き渡すものとする。ただし、派遣先が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### (事故報告)

第9 派遣元は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに派遣先に報告し、派遣先の指示に従うものとする。

#### (実地調査)

第10 派遣先は、派遣元がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理状況について、随時、実地に調査できるものとする。

#### (指示)

第11 派遣先は、派遣元がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、派遣元に対して必要な指示を行うことができる。